

社会福祉法人秀峯会

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀峯会（以下「本会」という。）の定款第21条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給することとし、法人業務を行う場合には別表1のとおり支給する。また、別に定める役職員等旅費規程に基づき旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第28条の規程に準ずる額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める役職員等旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第8条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬

日額報酬	10,000円
------	---------

別表2 常勤役員等の報酬

理 事 長	月額600,000円
-------	------------

別表3 常勤役員等の賞与

6月の賞与	報酬月額×2
12月の賞与	報酬月額×2.2